

畜産いしかわ

LIVESTOCK INDUSTRY OF ISHIKAWA

地活47号 発行人：石川県 平成17年8月31日発行

石川県
農林水産部
農畜産課

動物用医薬品（要指示医薬品）の 適正使用をお願いします

近年、BSE問題や食品の偽装表示問題等により、食品における、安全・安心に対する消費者の意識は大変高くなっています。そのような中、畜産農家の皆様におきましては、高品質で安全性の高い畜産物を生産するため、衛生管理の徹底を図られていることと存じ上げます。

しかし、大変残念なことに今般、不適正な動物用医薬品の使用によって、畜産物から医薬品の残留が確認されました。

このような事故が再発すれば、人の健康への悪影響や畜産物の安全性に対する不信感を県民に与えてしまいます。県としては、今回の事故の発生を受けて、その原因を調査し、関係者に対して厳重注意を行ったところですが、今後の再発防止のための最後の砦はやはり、動物用医薬品を使用される畜産農家の皆様です。

そこで、畜産農家の皆様には、今一度その制度や規制内容についてご確認いただき、それらを着実に守っていただくことで、残留事故の再発防止を確実なものとしていただきたいと思います。

動物用医薬品として使用されている要指示

医薬品の使用方法について、以下のとおりまとめましたので、これらを再度確認し、安全な畜産物の生産に努めてください。

1 要指示医薬品について

治療用の抗生物質やサルファ剤、予防用のワクチン、ホルモン剤が該当します。

これらは副作用の強いものや病原菌に対して耐性を生じやすく、使用するときには、獣医師の指示のもとで使わなければなりません。

2 要指示医薬品を使用する場合

要指示医薬品は獣医師の指示に基づき、動物用医薬品販売業者から購入し使用するものです。その使用に当たっては、次の手順で行うことが必要です。

(1) 獣医師の診察を受ける

異常が見られ、治療が必要と思われた場合は速やかに獣医師に連絡し、その診察を受けて下さい。獣医師への連絡がなければ、処方せんまたは指示書の発行はされません。

目次

CONTENTS

- 動物用医薬品（要指示医薬品）の適正使用をお願いします 1
- 堆肥の利用を拡大するために取り組むべきこと
～耕種農家が望む堆肥とは～ 2
- 茨城県で発生した高病原性鳥インフルエンザについて 4
- 能登和牛改良組合設立される 6



石川県
畜産協会は

石川県及び中央畜産会との連絡協調と、会員各位の理解と協力のもとに、国際競争力を念頭においた経営改善指導と情報提供等に努めています。
そして生産性と収益性が高く足腰の強い畜産経営の育成にお手伝いします。

- (2) 獣医師に処方せんまたは指示書を発行してもらって下さい。
- (3) 処方せんまたは指示書を動物用医薬品販売業者に提示し、要指示医薬品を購入して下さい。
- (4) 獣医師の処方や指示内容に従って投薬する。
このとき、決して自分の判断で、処方せんまたは指示書の内容に見合わない方法で投薬したりしないで下さい。獣医師が発行した処方せんまたは指示書は、その医薬品の用法・用量など、医薬品を適正に使用するための情報が書き込まれています。



3 要指示医薬品の正しい使い方

投薬に当たっては、用法・用量・休薬期間等をよく読み、次の点に注意して使用下さい。

これらのことをすべて確実に実施していくことが、残留事故の発生防止に対し有効です。

- (1) 獣医師が発行した指示内容に従って投薬し、処方せんまたは指示書は出荷時まで保管する。
- (2) 薬を投薬した個体・群は区別がつくようにする。
- (3) 投薬記録をつけ、休薬期間を守る。
- (4) 出荷の際は治療の有無を確認する。



以上のことをご理解いただき、正しく動物用医薬品を使用していただくことで、畜産物への医薬品の残留事故は確実に防止できるものと考えています。

なお、これらの内容についてご質問等ありましたら、管轄の家畜保健衛生所にご連絡いただきますようお願いいたします。

石川県
畜産総合
センター

堆肥の利用を拡大するために 取り組むべきこと ～耕種農家が望む堆肥とは～

技術開発部
坂本 卓馬

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（以下、家畜排せつ物法）が5年間の猶予期間を経て、平成16年11月1日から完全施行されました。

このため、本県においても個人または共同で家畜ふん尿の処理施設整備が行われ、管理の適正化に取り組んできたところですが、施設整備が行われても堆肥等の利用先が確保されなければ、いずれ施設は過剰気味となり、家畜排せつ物の適正管理が出来なくなってしまうため、家畜ふん尿の利用の促進を図ることが今後の大きな課題として残されています。

また、近年、環境保全と資源循環型農業構造への志向が強まる中で、耕種農家においては、地力増進のための堆肥等の確保と環境にやさしい農業への対応が迫られており、両者の課題解決のためにも、畜産農家は耕種農家が安心して使える堆肥を生産するのはもちろんのこと、耕種農家に向けて積極的にコミュニケーションを図り、耕種農家のニーズに応える努力が、今、必要となっています。

そこで、耕種農家の堆肥に対するニーズを把握するため、県内で堆肥を既に利用している耕種農家265戸を対象に「堆肥の利用状況及び堆肥の品質に関するアンケート調査（平成15年度）」を実施しましたので、その結果についていくつか紹介します。

1 「堆肥に望む品質」(図1)について

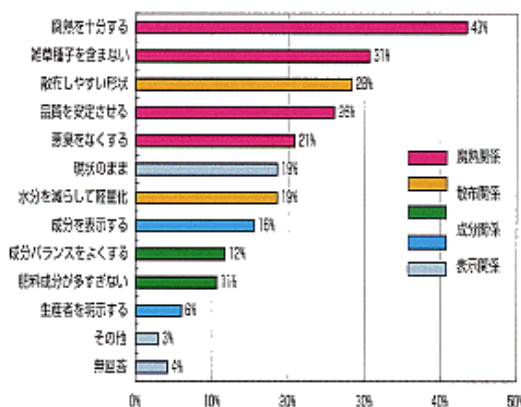


図1 堆肥に望む品質

腐熟を望む耕種農家が43%であり、雑草の種子を含まない、品質の安定、悪臭のないもの等、腐熟度の高いものを要望する耕種農家が圧倒的に多く、その他、散布しやすい形状、成分バランスが良いもの、成分や生産者を表示することという要望もありました。

2 「堆肥に含まれてほしい成分」(図2)について

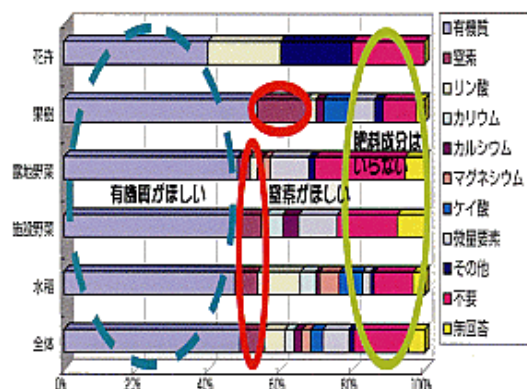


図2 堆肥に含まれてほしい成分

約半数が有機質を求め、花卉農家以外では窒素を望む農家もありますが、肥料成分はいらないという耕種農家も多く、意見が分かれています。

その背景には、堆肥中の肥料成分がどのような肥料効果をもっているのか明らかでないこと、予想外に肥料成分が効きすぎたり、効かなかった経験があり、使いにくいことが原因となっています。つまり、肥料成分がほとんど効かない「完熟した堆肥」は土壌改良材として使いやすく、堆肥中の肥料成分が効いてしまう「完熟ではない堆肥」は使いにくいということです。

しかし、「完熟ではない堆肥」も肥料成分がどのくらい効くかが明らかであれば、土壌改良材としての効果と化学肥料の代替としての効果が見込まれる堆肥としての利用性が期待されます。

3 「堆肥の素材として使いたくないもの」(図3)について

使いたくない素材では果樹農家で「木質系チップ」の評価が低く、オガクズとあわせると50%以上となり、施設野菜農家でも、「オガクズ」および「木質系チップ」の評価がともに低く、木質系の素材が嫌われていました。

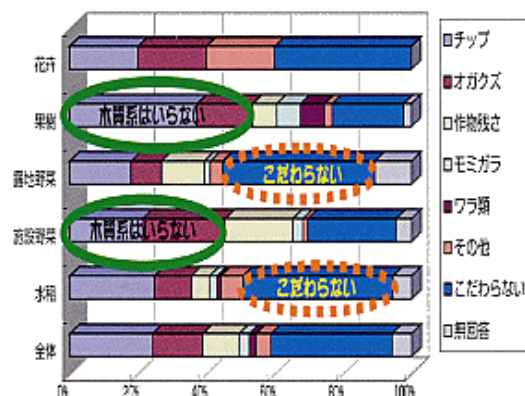


図3 堆肥の素材として使いたくないもの

水稲農家及び露地野菜では「特にこだわらない」の回答が最も多くなっていました。

この調査結果からは、ある程度傾向が明らかになった耕種サイドのニーズもありましたが、その一方で堆肥利用者によりニーズは様々であることも明らかになりました。

このことから、堆肥を生産する皆さんが今後、自ら生産した堆肥を耕種農家に利用・購入してもらうために、

① 家畜ふん尿の汚物感をなくし、衛生的で取り扱い易くする。

未処理の家畜ふん尿は、搬送、貯蔵、施用等の作業性が悪く、悪臭やハエ等の発生、病原菌や寄生虫の卵が含まれる等、環境および衛生上の問題を抱えています。さらに、その利用にあたっては作物の生育障害や雑草の発生が懸念されるため、人間や作物にとって安全で取り扱いやすくする必要があります。

そのためには堆肥化処理によって、未処理のふん尿中に含まれる作物等に悪影響を与える未熟な有機物を分解・除去するとともに、発酵時に発生する発熱により病原菌や雑草の種子等を死滅させ、肥料成分を含み、悪臭の少ない堆肥を作ることが必要です。

② 堆肥利用者(耕種農家)に向けて積極的にコミュニケーションを図る。

最終的な堆肥の評価は誰がするのでしょうか？それは耕種農家(堆肥の利用者)がします。したがって、堆肥の生産者が自分の製造した堆肥を「良質堆肥」と言っても、利用者が「良質堆肥」だと判断するかは別問題となります。

利用者側は堆肥を使う目的(作物の種類、利用時期、土壌の性質等)により求める品質が異なります。よって、堆肥の生産者は

利用者である耕種農家のニーズを把握し、出来るだけニーズに応えた堆肥生産に取り組まなくてはなりません。これは非常に大変なことです、このことを意識して堆肥生産に励んでください。

③ 自分が生産した堆肥の成分・特徴を堆肥利用者に情報提供すること

堆肥の成分・原料・製造方法はもちろんのこと、堆肥の熟度、肥効性などの情報提供が出来れば、堆肥利用者は安心して堆肥

を使うことが出来ます。

上記の3点に留意した堆肥生産を行い、耕種農家が安心して使えるとともに、ニーズに応えた堆肥の生産・供給に取り組み、堆肥の利用拡大が図られることを期待します。

なお、堆肥生産技術、堆肥成分分析、耕種農家とのコーディネートなどに関するについては、お近くの農林総合事務所、家畜保健衛生所、畜産総合センターにご相談下さい。

石川県
北部家畜
保健衛生所

茨城県で発生した高病原性鳥インフルエンザについて

防疫課
堀 登

高病原性鳥インフルエンザとは？

高病原性鳥インフルエンザとはインフルエンザウイルス感染による家きんの疾病のうち、鶏、あひる、七面鳥などに高致死性の病原性を示すウイルス感染による疾病をいい、わが国では家畜伝染病予防法の法定伝染病に指定し、国際獣疫事務局（OIE）では高病原性鳥インフルエンザ（highly pathogenic avian influenza）としてリストA疾病にランクしています。現在までに本病を引き起こしたウイルスは全てA型インフルエンザウイルスのH5またはH7亜型に限定されています。また、これまでに海外では、弱毒のH5またはH7亜型のインフルエンザウイルスが、鶏群あるいは七面鳥群で伝播を繰り返すうちに6～9ヶ月後に強毒に変異した事例がある。わが国では、高致死性（強毒タイプ）を示すウイルスのみならずH5およびH7亜型のウイルスについては弱毒タイプでも高病原性鳥インフルエンザとして殺処分、移動制限等の防疫措置をすることになっています。

国内では、平成16年1月12日、79年ぶりに山口県で強毒タイプのH5N1亜型が発生、同じ型で3例の続発がありました。平成17年6月26日、茨城県水海道市の1採卵鶏農場で弱毒タイプのH5N2亜型の高病原性鳥インフルエンザが発生しました。

本文では、発生の経緯、茨城県での防疫対応状況、農林水産省の対応、本県における防疫対応状況、今後の防疫対策について説明します。

1 経緯（表1）

- (1) 茨城県水海道市の採卵鶏飼養農場（飼養羽数：約25,000羽）において本年4月頃から、一部のロットで産卵率の低下、死亡羽数の増加等の臨床症状が認められたため、5月下旬、民間検査機関に検査を依頼。
- (2) 6月24日、A型インフルエンザウイルスを疑うウイルスが分離され、26日、動物衛生研究所における同定検査の結果、H5N2亜型のA型インフルエンザであることを確認。

2 茨城県での防疫対応状況（表2）

- (1) ウイルスの確認を受けて、家畜伝染病予防法及び本病に関する特定家畜伝染病防疫指針に沿って、茨城県は6月26日以降、以下の措置を実施。
 - ① 発生農場：飼養鶏の殺処分
 - ② 周辺農場：発生農場を中心とした半径5km以内に所在する農場（17戸、約64万羽）の飼養鶏等の移動制限を実施。
- (2) 6月28日、発生農場に隣接した5農場で、ウイルスの感染があったことを示す抗体陽性を確認。専門家の意見を踏まえ、30日に疑似患畜と決定（2～6例目）。うち、1農場でH5N2亜型のウイルスを確認（7月1日）。これら5農場については7月1日から殺処分を開始し、7日に殺処分を完了。
- (3) 移動制限対象農場17戸のうち、抗体が陰

表1 茨城県での1例目発生の経緯

- ・ 4月上旬から緩やかに産卵率が低下し始める。
- ・ 4月中旬頃からダニの寄生が認められ、駆除薬を散布。その後さらに産卵率が低下して、5月中下旬には、さらに産卵率が低下した。
- ・ 5月23日に農場が薬品会社（財科学及び血清療法研究所）へ検査を依頼した。
- ・ 6月24日頃に鳥インフルエンザを疑うとの報告があった。
- ・ 6月25日頃に従動物衛生研究所へ検査依頼
- ・ 6月26日旧高病原性鳥インフルエンザ（H5N2亜型）との判定結果を受けた。

性の12戸については、出荷先の衛生管理の状況等を確認の上、6月30日以降、鶏卵の出荷を順次開始。

- (4) 7月10日、移動制限区域内の清浄性確認検査で、12戸中1戸で抗体及びウイルス遺伝子が確認（7例目）され、12日から殺処分を開始し、13日に殺処分を完了。15日、分離されたウイルスがH5N2亜型のA型インフルエンザであることを確認。
- (5) 7月22日、移動制限区域内の清浄性確認検査で、11戸すべての陰性を確認。
- (6) 7月26日、移動制限区域内の清浄性確認検査で、11戸中1戸で、抗体陽性を確認（8例目）。
- (7) 7月29日、8例目の導入元農場の検査で抗体陽性を確認（9例目、8月1日、H5N2亜型のA型インフルエンザウイルスの分離を確認）し、当該農場を中心とした半径5km以内に所在する農場（18戸、約87万羽）の飼養鶏群の移動制限を実施。

また、当該農場の飼養鶏は、8月3日から殺処分を開始。

- (8) 6月26日（1例目）の発生を受け移動制限の対象とされた周辺農場のうち、8例目で設定された新たな移動制限区域からはずれるものについては、8月4日、移動制限を解除。

8月10日現在、8、9例目の移動制限は解除されていない。

3 農林水産省の対応

発生農場の疫学的関連農場の調査、感染経路の究明等を進めるとともに、平成17年7月8日付けで採卵鶏農家における全国的な浸潤状況を確認するためのサーベイランスを一斉に実施。

4 本県の対応

従来より、県内全養鶏農場（1,000羽以上飼養）における、月2回の立入検査及び死亡羽数の毎週報告、2か所の農場において定期的なモニタリング検査（抗体検査、ウイルス分離検査）を実施しており、全戸異常を認めない。

6月26日の1例目の発生を受けて、27～28日にかけて県内全養鶏農場（1,000羽以上飼養）について緊急立入検査を実施し、全戸異常を認めなかった。

また、7月20日～8月4日にかけて34採卵鶏農場について、農林水産省の指示に基づきサーベイランス検査（抗体検査）を実施し、全戸、陰性であった。

表2 茨城県における鳥インフルエンザ発生状況

例目	発生日時	発生農場		飼養形態	飼養羽数	
		農場名	農場住所		成鶏	育成鶏
1例目	H17年6月26日	尚アレバメントカントウ	水海道市坂手町7781	採卵鶏	20,000	5,300
2例目	H17年6月28日	スギヤマファーム第1農場	水海道市坂手町（1例目から半径600m以内）	採卵鶏	23,557	
3例目	H17年6月28日	スギヤマファーム第2農場		採卵鶏	16,011	
4例目	H17年6月28日	スギヤマファーム第3農場		採卵鶏	39,991	
5例目	H17年6月28日	スギヤマファーム第5農場		採卵鶏	24,126	
6例目	H17年6月28日	橋本農場		採卵鶏	20,290	
7例目	H17年7月9日	中村鶏園	坂東市神田山101（1例目からの距離約1km）	採卵鶏	8,486	
8例目	H17年7月26日	尚天王原養鶏園	水海道市大輪町872（1例目からの距離約6km）	採卵鶏	35,000	
9例目	H17年7月29日	内田養鶏場	茨城町秋葉（8例目からの距離約50km）	採卵及び育成	94,900	20,800

※1 8例目及び9例目の飼養羽数については概数。

※2 2～7例目は、1例目の移動制限区域内（5km以内）の農場

5 今後の防疫対策

本病は、一般に、感染した鳥類又は本病のウイルスに汚染された排せつ物、飼料、粉塵、水、ハエ、野鳥、人、飼養管理に必要な器材、若しくは、車両等との接触により感染する。

今回の事例では、平成16年に発生があったH5N1亜型の4例とは異なり、劇的な症状がなく、茨城県内を含め、全国的な浸潤状況が不明な状況にある。このため、特に本病については、今回の事例も踏まえ、従来からの衛生対策の強化が重要である。

(1) スズメ、カラス類等、野鳥の鶏舎への侵入防止対策（防鳥ネット、飼料及び堆肥等の接触防止など）を強化すること。

（ロシアでも7月27日、鳥インフルエンザが発生し、今冬、シベリアから飛来する渡り鳥から感染する危険性が高まるものと懸念される。）

(2) ネズミ、イタチ類、さらにはハエ、ゴキブリ等の害虫対策を強化すること。

(3) 給水用の水は、飲用に適したもの、または、消毒したものをを用いることとし、少な

くとも、野鳥や野生動物との接触が考えられる生水を、家きん等と与えないこと。

(4) 家きん等の飼養場所の入り口に消毒槽を設置すること、並びに、車両、器具、従業員等の衣服、長靴及び身体等の消毒を徹底するとともに、関係者以外の農場への出入りを厳しく制限すること。

(5) 家きん等（雛、成鶏など）の導入に当たっては、事前に、導入元の衛生状況を把握すること。素性のわからない導入は、厳に慎むこと。

(6) 農場内に複数の鶏舎を有する場合には、鶏舎若しくは鶏群毎に飼養管理者を適正に配置すること、又は、鶏舎若しくは鶏群毎に作業衣、長靴、器具等を適切に交換し、若しくは消毒することにより、鶏舎間での感染を防止する飼養管理を徹底すること。

(7) 従業員等に対し、衛生管理方法の教育を徹底すること。

(8) 家きん等の日常の健康観察を徹底すること。

(9) 本病を疑う症例を発見した場合には、死亡家きん羽数の多少等にかかわらず、直ちにその旨を家畜保健衛生所に連絡すること。

全国和牛
登録協会
石川県支部

能登和牛改良組合設立される

去る、平成17年7月6日(水)、石川県鳳珠郡能登町字上町 柳田植物園「花菖蒲」において、県内和牛の遺伝的多様性の確保と地域の特徴ある集団作りの強化と推進並びに石川県の銘柄牛である「能登牛」の増産拠点として、能登和牛改良組合の設立総会が開催されました。

これは、能登おおぞら和牛改良組合と珠洲市和牛改良組合を発展的に解消し、新たに改良組合を一本化して活動を強化する目的で行

われたものです。

当日は、県・関係機関の来賓の方々をはじめ、多数の組合員が出席する中、社団法人全国和牛登録協会の森脇稔幸参与が祝辞を述べた後、中瀬晴夫組合長へ「認定書」が授与されました。

また、総会終了後「能登和牛の改良と組合の役割」と題して記念講演も行われ、参加者一同、熱心に聞き入っていました。

編集後記

平成16年1月、日本では79年ぶりに山口県で高病原性鳥インフルエンザの発生があり、関係者一同の努力によって終息をみた訳ですが、去る6月26日、茨城県での発生が明らかになり、その状況は記事のとおり大変な状況になっています。

本県の対応や今後の防疫対策については記事のとおりですが、消費者に対して畜産物の安心・安全を図るためにも、生産者自身は勿論のこと関係者一同、徹底した防疫体制や監視体制が必要ではないでしょうか。(T)

畜産いしかわ 地活47号

編集●社団法人 石川県畜産協会

金沢市才田町戊部324番地2

TEL.076-258-2252 FAX.076-257-8019

URL <http://ishikawa.lin.go.jp>

E-mail ishil7@po4.nsk.ne.jp

印刷●能登印刷株式会社

(この指導誌は県委託の地域畜産活性化推進事業によって刊行されているものである。)